次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間

2 内容

目標1:全ての職員を対象とした出産祝金制度を創設することで, 育児休業 の対象者を把握し, 取得状況を公表します。

〈対策〉

- ・令和6年9月~ 出産祝金制度の検討
- ・令和7年度~ 職員又は配偶者の出産に対し出産祝金を支給 育児休業の取得状況を把握、公表

目標2:育児休業の取得率を次の水準以上にします。

男性

50%以上

女性

100%

〈対策〉

- ・令和6年9月~ 育児休業時の一部有給化の検討
- ・令和7年度~ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入

目標3:年次有給休暇の取得率を85%以上にします。

〈対策〉

- ・令和6年9月~ 子どもの通院や学校行事等への参加が容易になるよう半日 単位及び時間単位の年次有給休暇を拡大することについて, 職員の意向を把握
- ・令和7年度~ 現行5日の半日単位の年次有給休暇の限度日数を10日に 拡大

労使協定に基づき,時間単位の年次有給休暇の限度日数を 2日から5日に拡大